

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
- 基準看護、基準給食及び基準寝具設備の変更承認
- 基準寝具設備の承認
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 土地改良区の換地計画の認可
- ◆選管告示 選挙管理委員会の招集

告示

鳥取県告示第四百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九條第一項の規定に基づき、昭和三十九年六月十日

から、鳥取市の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 鳥取市浜坂字中山一、三六〇番のうち、字東浜一、三九〇番の一六のうち、一、三九〇番の一七のうち、一、三九〇番の一八及びこれに伴う道路の国有地の一部を鳥取市浜坂字下土居に変更
- 二 鳥取市浜坂字中山一、三六〇番のうちを鳥取市浜坂字東浜に変更
- 三 鳥取市浜坂字松中五〇九番の一、五〇九番の二、五〇九番の三、五〇九番の四、五〇九番の五、五〇九番の六、五〇九番の七、五〇九番の八、五〇九番の九、五〇九番の一〇、五〇九番の一、五〇九番の一二、五〇九番の一三、五〇九番の一四、五〇九番の一五、五〇九番の一六、五〇九番の一七、五〇九番の一八、五〇九番の二六、五〇九番の二七、五〇九番の二九、五一五番の一、五一五番の二、五一五番の三、五一五番

の四、五一五番の五、五一五番の六、五一五番の七、五一五番の一九、字荒神山東五六三番の一、五六四番の一、五六四番の三、五六五番の一、五六六番の一、五六七番の一、五七一番の二及びこれに伴う道路の国有地の全部を鳥取市浜坂字荒神山道より北に変更

四 鳥取市浜坂字荒神山東五八三番の一、五八三番の一四、五八四番の一、五八四番の五及びこれに伴う道路の国有地の全部を鳥取市浜坂字松中に変更

鳥取県告示第四百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十九条第一項の規定に基づき、昭和三十九年六月二十日から岩美郡福部村の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 大字栗谷字二神五五番の二、大字栗谷字大石七三番の一、七八番の二及びこれに伴う水路、堤塘の国有地の全部、大字栗谷字上前田二二五番の三のうち、二二六番の三のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の全部を大字栗谷字和田に変更

二 大字栗谷字和田の堤塘の一部、大字栗谷字下荒木九二番のうち、九三番のうち、一〇〇番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を大字栗谷字大石に変更

三 大字栗谷字福田井手添一三六番の二のうち、一三七番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を大字栗谷字風戸に変更

四 大字栗谷字竹ヶ鼻一六七番のうち及びこれに伴う水路の国有地の全部、大字栗谷字下横枕二一七番の二のうち、二一八番の二のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部、大字栗谷字上横枕二二〇番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部を大字栗谷字福田井手添に変更

五 大字栗谷字下横枕二一〇番のうち、二一四番の二のうち、二一五番の二のうち、二一六番の二のうち、

二一七番の二のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を大字栗谷字竹ヶ鼻に変更

六 大字栗谷字山崎一八六番、一八七番のうち、一八七番の一、一八八番のうち、一八八番の一のうち、一九三番、一九四番及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を大字栗谷字高橋に変更

七 大字栗谷字上横枕二一九番の二のうち、二二〇番のうちを大字栗谷字下横枕に変更

八 大字栗谷字福田井手添一三七番のうち、一四一番のうち、一五八番のうち、一五九番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を大字栗谷字上横枕に変更

九 大字栗谷字和田三六番のうち、三七番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を大字栗谷字上前田に変更

十 大字栗谷字上前田二三八番のうち、二四一番のうち、二四二番の一、二四三番、二四四番、二四五番のうち、二四六番のうち、二四七番及びこれに伴う水路の国有地の一部、大字栗谷字岡崎二六七番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前二二五番の三のうち、二二六番の三のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の全部を大字栗谷字下谷西に変更

十一 大字栗谷字岡崎二六七番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部、大字栗谷字下前田二九〇番のうち、二九一番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部、大字栗谷字下谷西三二三番のうち及びこれに伴う堤塘の一部を大字栗谷字下谷東に変更

十二 大字栗谷字宮ノ前三三四番のうち及びこれに伴う道路の国有地の全部を大字栗谷字下谷西に変更

十三 大字栗谷字下前田二八六番、二八七番のうち及びこれに伴う水路、堤塘の国有地の一部、大字栗谷字下谷西三二三番のうち、三二四番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前三三二番のうち、三三三番の二のうち、三三三番のうち、三三四番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前二二五番の三のうち、二二六番の三のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の全部を大字栗谷字下谷西に変更

十四 大字栗谷字奥不筒五三六番のうち及びこれに伴う

二一七番の二のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を大字栗谷字竹ヶ鼻に変更

六 大字栗谷字山崎一八六番、一八七番のうち、一八七番の一、一八八番のうち、一八八番の一のうち、一九三番、一九四番及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を大字栗谷字高橋に変更

七 大字栗谷字上横枕二一九番の二のうち、二二〇番のうちを大字栗谷字下横枕に変更

八 大字栗谷字福田井手添一三七番のうち、一四一番のうち、一五八番のうち、一五九番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を大字栗谷字上横枕に変更

九 大字栗谷字和田三六番のうち、三七番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を大字栗谷字上前田に変更

十 大字栗谷字上前田二三八番のうち、二四一番のうち、二四二番の一、二四三番、二四四番、二四五番のうち、二四六番のうち、二四七番及びこれに伴う水路の国有地の一部、大字栗谷字岡崎二六七番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前二二五番の三のうち、二二六番の三のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の全部を大字栗谷字下谷西に変更

十一 大字栗谷字岡崎二六七番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部、大字栗谷字下前田二九〇番のうち、二九一番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部、大字栗谷字下谷西三二三番のうち及びこれに伴う堤塘の一部を大字栗谷字下谷東に変更

十二 大字栗谷字宮ノ前三三四番のうち及びこれに伴う道路の国有地の全部を大字栗谷字下谷西に変更

十三 大字栗谷字下前田二八六番、二八七番のうち及びこれに伴う水路、堤塘の国有地の一部、大字栗谷字下谷西三二三番のうち、三二四番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前三三二番のうち、三三三番の二のうち、三三三番のうち、三三四番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前二二五番の三のうち、二二六番の三のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の全部を大字栗谷字下谷西に変更

十四 大字栗谷字奥不筒五三六番のうち及びこれに伴う

びこれに伴う道路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前三二五番のうち、三二六番の二のうち及びこれに伴う水路堤塘、の国有地の一部を大字栗谷字下前田に変更

十一 大字栗谷字岡崎二六七番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部、大字栗谷字下前田二九〇番のうち、二九一番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部、大字栗谷字下谷西三二三番のうち及びこれに伴う堤塘の一部を大字栗谷字下谷東に変更

十二 大字栗谷字宮ノ前三三四番のうち及びこれに伴う道路の国有地の全部を大字栗谷字下谷西に変更

十三 大字栗谷字下前田二八六番、二八七番のうち及びこれに伴う水路、堤塘の国有地の一部、大字栗谷字下谷西三二三番のうち、三二四番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前三三二番のうち、三三三番の二のうち、三三三番のうち、三三四番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部、大字栗谷字宮ノ前二二五番の三のうち、二二六番の三のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の全部を大字栗谷字下谷西に変更

十四 大字栗谷字奥不筒五三六番のうち及びこれに伴う

道路、水路の国有地の一部、大字栗谷字不筒三六二番のうち、三六三番のうち、三六四番のうち、三六五番のうち及びこれに伴う水路、堤塘の国有地の一部を大字栗谷字宮ノ下に変更

十五 大字栗谷字宮ノ下三三九番のうち、三四〇番のうち、三四〇番の一のうち及びこれに伴う水路堤塘の国有地の一部、大字箭溪字高橋二五六番の五、二五六番の七、二五六番の八を大字栗谷字不筒に変更

十六 大字八重原字梅ノ木谷三九番のうち、四一番のうち、大字箭溪字中瀬一〇九番、一一〇番及びこれに伴う道路、水路、堤塘の国有地全部、大字箭溪字又橋一一一番の一、一七八番、一七八番の一及びこれに伴う道路、堤塘の国有地全部を大字八重原字伊左ヲ垣に変更

十七 大字八重原字梅ノ木谷二八番のうち、二九番のうち、三一番のうち、三五番のうち、三六番のうち、三八番のうち、三九番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を大字箭溪字又橋に変更

十八 大字箭溪字高橋二四八番の一、二四八番の三、二四九番の一、二四九番の三、二五〇番、二五一番の一、二五二番の一、二五三番の一、二五六番の一及びこれに伴う水路の国有地全部、大字栗谷字高橋一九五番のうち、一九五番の一のうち、一九六番のうち、一九七番のうち、一九八番のうち、一九九番のうち、二〇〇番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部を大字箭溪字山崎に変更

鳥取県告示第四百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年七月十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	国民健康保険法第三十七条第五項による申出都道府県名	受 理 年 月 日
大家医院	鳥取市吉方二丁目四一〇	全国	昭和三十九年五月 九日
遠藤 "	八頭郡智頭町郷原	"	"
田本歯科医院	米子市立町三丁目一〇〇	"	"
鳥取生協病院	鳥取市東品治町一〇番地	"	六月 十八日
桑田医院	八頭郡智頭町大字智頭六三三番地	"	十九日
竹田 "	鳥取市本町二丁目	"	二十二日
百村歯科医院	八頭郡若桜町一八〇	"	十九日

鳥取県告示第四百二十八号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づき、昭和三十八年十二月二十六日承認した基準看護、昭和三十八年十二月二十六日承認した基準給食及び昭和三十八年十二月二十六日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設 名称 所在地 基準看護 象 承認番号 給食 象 承認番号 寝具 象 採用品点数表 承認年月日

米子市日原 (看) 第二六号 精神二病棟 一〇〇床 二類
米子市日原 (食) 第三九三号 精神二病棟 一〇〇床 第二一号 精神二病棟 一〇〇床 甲表 昭和三十一年六月一日

鳥取県告示第四百二十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき、基準寝具設備として次のとおり承認した。

昭和三十九年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称	所在地	基準承認番号	看護対象	採用点数表	承認年月日
医療法人育生会 高島病院	米子市西町六	(看) 第二九号	一般二病棟 一〇四床 二類	甲表	昭和三十一年七月一日

鳥取県告示第四百三十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第三三一号	五・五 なたね油かす	五・五	二・〇	一・〇	東伯郡大栄町亀谷二九四 河本 清一郎

鳥取県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十条第一項の規定に基づき、鳥取県東伯郡羽合町長瀬一、一三五番地 羽合土地改良区から申請のあつた換地計画(第五区)を昭和三十九年七月四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十一年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年七月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

- 一 日時 昭和三十一年七月十五日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁
- 三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員室
鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の執行について